香川労働局一般公示第136号
令 和 ８ 年 １１ 月 １７ 日

香川地方最低賃金審議会第８回運営小委員会の開催について

標記の会議を下記のとおり開催いたします。
傍聴を希望される方は、下記要領によりお申し込みください。

記

１　日　　時　　令和８年12月１日（火） 13時15分より
２　場　　所　　北館702会議室
　　高松市サンポート３番33号　高松サンポート合同庁舎北館７階
３　議　　題　　香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金ほか特定最低賃金改正決定の必要性の有無について　ほか
４　傍 聴 者　　５名
５　要　　領
（１）　希望者は、傍聴希望者ごとに、傍聴を希望される運営小委員会の開催日、住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス（希望者のもの。電子メールでお申し込みされる場合のみ)、所属を明記の上、往復はがき又は電子メールにて下記の宛先までお申し込みください。
お申し込み締切日は、令和８年11月25日（水）（必着）です。

はがきの場合：〒760－0019
高松市サンポート３番33号
高松サンポート合同庁舎北館３階
香川労働局労働基準部賃金室　宛
電子メールの場合：chinginshitsu-kagawakyoku@mhlw.go.jp

（２）　会場収容人数に限りがございますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果、当落のご連絡をはがきもしくは電子メール（申込みいただいた時のメールアドレスに送付）にて行います。
（３）　当日は、運営小委員会の開始10分前までにお越しください。運営小委員会の開始後の入室は認められませんので御注意ください。
なお、事前に御応募いただいた御本人であることを確認させていただきますので、当日は、「顔写真付き身分証明書（免許証、マイナンバーカード等)」のほか、「当選」をお知らせしたはがきやメールをプリントアウトしたもの(スマートフォン端末等の画面に表示されたものでも可）をお持ちください。
代理の方は傍聴できません。
６　その他
（１）　傍聴される場合には、別添の遵守事項を厳守してください。
（２）　車椅子をお使いになられる方はその旨お申し込みの際にお書き添えください。また、介助の方がいらっしゃる場合は、その方の御氏名も併せてお書き添えください。

担当：香川労働局労働基準部賃金室　　電話　087（811）8919

《　別添　》

審議会傍聴に当たっての遵守事項

1　傍聴券整理番号と同じ席に着席し、みだりに自席を離れないようにしてください。

2　事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。

3　携帯電話・スマートフォン等の電源は必ず切って傍聴してください。

4　ビデオカメラ・ボイスレコーダー等の使用及び撮影・録音は御遠慮ください。

5　静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は謹んでください。

6　審議における言論に対し、賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。

7　プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げるおそれのあるものは会場内には持ち込めません。

8　ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用しないでください。

9　銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。

10　審議において非公開となる部分は傍聴できませんので会場から退室していただきます。
その際、控室を用意しておりますので、そちらにご案内します。
途中でお帰りになる場合は、事務局職員にお帰りになる旨お伝えください。
退室後再び傍聴が可能となる場合は、控室に事務局職員からお伝えに参りますので、指定時刻までに傍聴整理券番号と同じ席に着席してください。
なお、指定時刻までに着席いただけない場合は、傍聴できない場合がありますのでご留意ください。

11　公共交通機関をご利用いただく等、お車でのご来場はご遠慮願います。

12　その他、委員長等及び香川地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従うようお願いします。

なお、上記の各事項に反する行為を行う者については、主催者は、その者を退場させることがありますのであらかじめご了承ください。

香川地方最低賃金審議会